

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム
更新業務仕様書

令和 8 年 9 月

八 戸 市

目 次

1. 業務仕様書の位置付け.....	2
2. 業務実施期間（スケジュール）.....	2
3. 業務内容と納入成果物.....	2
(1) 業務内容.....	2
(2) 納入成果物.....	2
(3) 納入場所.....	3
4. 提案システム要件.....	3
(1) 操作性.....	3
(2) 機能性.....	3
(3) EUC対応.....	3
(4) 柔軟性.....	3
(5) 研修対応.....	3
5. 要件水準.....	3
(1) システム稼働環境要件.....	3
(2) システム能力要件.....	4
(3) システム機能要件.....	5
(4) 調達機器要件.....	5
(5) 障害対応要件.....	7
(6) 保守要件（本更新業務とは一部を除き別契約となるもの）.....	7
6. システム構築・データ移行作業.....	7
(1) 基本的事項.....	7
(2) システム構築作業.....	8
(3) システム移行作業.....	8
7. 導入支援.....	8
8. 納品.....	9
(1) 納品.....	9
(2) 納品に係る注意事項.....	9

1. 業務仕様書の位置付け

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、当市が「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム（以下、「当該システム」という。）」の更新業務を行うため、これらの業務内容について取りまとめたものである。

また、当該システムの導入及び導入後における運用等について、その要件水準を示すものである。

2. 業務実施期間（スケジュール）

実施事業者選定後、当該システムを導入し、令和10年1月1日から本稼働すること。また、本稼働後には運用保守を行うこと。

本稼働までに施行される法制度改正などの対応については本調達にて対応することを基本とする。

3. 業務内容と納入成果物

（１） 業務内容

- ① 現行システムからの移行に伴う作業の洗い出し、分析、調査業務
- ② 打合せ協議、資料の収集整理、設計業務
- ③ ソフトウェアの調達
- ④ システム調製（ソフトウェアのカスタマイズ開発等）
- ⑤ ハードウェアの調達及び環境の整備、設計
- ⑥ 現行システムからデータ分析及びデータクレンジングの上、データ移行
- ⑦ 八戸市住民記録システム（以下「住基」という。）との連携（令和9年1月12日標準準拠システムへ移行予定）
- ⑧ 本業務に係る保守業務及び導入支援
- ⑨ その他システム更新に必要な作業（プロジェクト管理、試験の実施、操作マニュアル作成、操作研修等を想定）

（２） 納入成果物

本業務の成果物と部数は次のとおりとする。事前に関係計画を作成し、当市の承認を得た上で以下の作業を実施すること。

- | | |
|---------------------|----|
| ①当該システムに係るハードウェア等機器 | 一式 |
| ②当該システムに係るソフトウェア | 一式 |
| ③ハードウェア・ソフトウェア構成図 | 2部 |
| ④業務実施計画書 | 2部 |
| ⑤作業日程計画書 | 2部 |
| ⑥データ移行計画書・結果報告書 | 2部 |
| ⑦テスト計画書・結果報告書 | 2部 |
| ⑧議事録（打合せ・協議確認書） | 2部 |
| ⑨研修テキスト | 2部 |

⑩研修報告書	2 部
⑪各種マニュアル	2 部
⑫その他必要書類	2 部

※③～⑫については、当該成果物を記録した電子媒体 1 部を併せて納入すること。

※全ての機器は据付・調整を行い、必要な設定を完了し、全体が動作することを確認した上で引き渡すこと。

梱包材の廃棄はシステム提供事業者側で行うこと。

※調達物品の搬入・据付・配線・調整に要する費用は本調達に含めて行うこと。

(3) 納入場所

①及び②：青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号 八戸市庁 情報政策課

上記以外：青森県八戸市田向三丁目 6 番 1 号 八戸市総合保健センター こども家庭相談室

4. 提案システム要件

(1) 操作性

コンピュータに関する特別な知識を必要とせず、簡単に操作できること。

(2) 機能性

- ・業務に必要な帳票や統計資料を出力できるなど、業務遂行にあたり必要な機能を有すること。
- ・一般的に想定される異常な操作に対し、正常稼働を妨げない仕組みを有すること。

(3) EUC対応

操作者が与えられた権限の範囲内で情報を検索、抽出し、CSV 形式等でデータをダウンロードする機能を有すること。

(4) 柔軟性

- ・法改正等への対応は、パラメータ等の変更やパッケージのバージョンアップにて対応し、その費用は運用保守の範囲内とすること。
- ・大規模な法改正等、パッケージのバージョンアップ等に係る負担が運用保守の範囲を明らかに超過している場合、これを有償対応とすることを認めるものとする。

(5) 研修対応

職員が当該システムに対応できるような研修を実施すること。

5. 要件水準

(1) システム稼働環境要件

- ①社会保障・税番号制度に対応済みのパッケージシステムであり、パッケージは最新のバージョンを適用すること。
- ②端末のOSに依存せず、専用アプリケーションを必要としないブラウザベースのWebアプリケ

ーション方式を採用し、主要なWebブラウザ（Edge、Chrome等）で利用可能なパッケージシステムとする。

③当該システムは、本番環境、テスト環境を準備すること。その他、必要に応じた環境等を準備すること。

④クライアント端末で使用する次のソフトウェア等が、正常に稼働すること。

Adobe Acrobat Reader ※最新バージョン

Trend Micro Apex One ※最新バージョン

Microsoft Edge ※最新バージョン

Microsoft Office LTSC 版

⑤ネットワークは、既設マイナンバー系ネットワークを使用することとし、これらに影響を及ぼさないように構築すること。

⑥パッケージシステムの標準機能での稼働を原則とするが、カスタマイズが必要な場合にはこれを妨げない。ただし、カスタマイズを実施した場合であっても法改正等の対応が円滑に図れることとし、その際のカスタマイズ箇所に係る作業は運用保守の範囲内とすること。

⑦仕様に定める機能は、パッケージの標準機能で実現すること。パッケージ機能で実現できない場合は、代替の機能または手段での対応を提案すること。

⑧ハードウェアは、特定のメーカーや機種に依存せず、一般的な標準規格に準拠した構成とし、当該システムが当該環境で稼働できること。

（２） システム能力要件

①以下の基礎数値を参考とし、サーバにおいて十分なデータの管理ができること。

◇人口 211,133人（令和8年3月末現在）

◇世帯数 109,974世帯（ ” ）

◇年間処理件数

・貸付 約 200件

・償還 約 8,145件

・滞納 約 7,200件

②当市の指定するフォーマット・方式により、住基との連携ができること。

【データ連携開始後の初期設定データ及び異動データ】

地方公共団体情報システム標準化に係る機能別連携仕様（標準仕様書）

機能別連携 ID：001o005

住基情報の異動に伴う他業務への各種情報提供のための連携インターフェイス（個人番号なし）

機能別連携 ID：001o009

支援措置対象者の連携に伴う支援措置対象者情報提供のための連携インターフェイスを想定

③クライアント端末は4台とし、同時接続時においても、十分なレスポンス及び動作能力を保持すること。

④文字コードは特に定めないが、住基の標準化対応により、取得するデータは行政事務標準文字（M

J +) となる。

(3) システム機能要件

- ①別紙2「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム機能要件書」の機能を有していること。
- ②法改正や制度改正及び当市における取扱規定等の変更があった場合でも、極力、当該システムの設定変更（パラメータ変更等）で対応できるよう考慮すること。
- ③定期的なバックアップを自動的に取得する等により、処理が異常終了した場合に、処理実行前の状態に復元できること。
- ④誤操作を行った場合でも、安易にデータ消去ができないような対策を講じること。
- ⑤障害発生時のデータ消失を最小限に留め、消失データの特定が容易にできること。
- ⑥システム障害によりデータベースの内容に異常が生じないこと。
- ⑦EUC 機能により、各種統計分析資料のためのデータを出力できること。
- ⑧利用者管理、アクセス権限管理及びシステム操作ログの管理等、セキュリティ対策の機能を有していること。
- ⑨別紙2「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム機能要件書」の要件について、パッケージシステムが対応できていない場合はカスタマイズにて対応を実施することとし、当該カスタマイズ費用も見積額に含むこと。
- ⑩別紙2「八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付システム機能要件書」に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、見積額に含めて提案すること。
- ⑪別に提示する八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事務で使用する様式に沿った帳票が出力できること。なお、カスタマイズにて対応する場合は、その費用も見積額に含むこと。

(4) 調達機器要件

(ア) 当該システムの導入業務において調達する機器等は次のとおり。

	機器等	数量
1	サーバ等機器	一式
2	クライアント端末	4 台
3	モノクロレーザープリンター	1 台

(イ) サーバ等機器

- ①当該システムのサーバ等機器は、次のスペック及び周辺機器を想定している。システム規模や利用台数等を考慮し、最適な構成を提案すること。

	機種	内容
1	OS	Windows Server または国際技術標準を採用したものとする こと。
2	CPU	Xeon Silver 第2世代以降のCPU と同等以上
3	メモリ	16GB 以上
4	HDD	SAS 500GB × 2 台以上 (RAID1 以上)

5	バックアップ装置	外付け HDD
6	その他	KVMケーブル

- ②サーバは、起動及び停止のスケジュールが設定できること。
- ③サーバの設置場所は、当市情報政策課内の指定する既存ラックの空きスペース内に格納すること。（既存ラック＝FUJITSU 19R-174A1）
- ④サーバラックを使用できるスペースは、2U（外付けバックアップ装置を採用する場合は 3U）までとする。
- ⑤サーバ設置場所自体に無停電機能があるため、UPS は本調達に含めない。
- ⑥既存 KVM スイッチ (FUJITSU PG-SB202) に接続する KVM ケーブルは本調達に含めること。
- ⑦サーバ等ハードウェアの故障等により、サービスが停止することがないようにハードディスク機器等の冗長化を行うこと。
- ⑧サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- ⑨クライアント端末の OS バージョンアップ等に対応できること。

(ウ) クライアント端末

- ①当該システムのインストール先クライアント端末（DVDドライブ内蔵ノート型）の能力は次の内容を想定している。

	機種	内容
1	OS	Windows11Pro (64bit) 25H2
2	CPU	Core 5 シリーズ第 12 世代以降の CPU と同等以上（システム処理をする際に十分なレスポンスを保てる能力を有すること）
3	メモリ	8GB 以上
4	HDD	SSD256GB 以上
5	液晶ディスプレイ	15 インチ以上のワイド液晶ディスプレイ
※無線 LAN、Bluetooth 機能を使用しないこと。		

- ②ウィルス対策ソフトについては、当市の所有するライセンスを使用する。
- ③システム動作に必要な、ミドルウェアやプラグイン等のソフトウェアライセンスは、本業務の調達に含める。
- ④クライアントに対する、ミドルウェアやプリンター等の設定は本業務の調達に含める。
- ⑤ネットワークの構築にあたり使用する LAN ケーブルは本調達内で対応すること。
ルーター、L2/L3 スイッチ等のネットワーク機器は既存のものを使用する。

(エ) モノクロレーザプリンター

- ①有線 LAN によりクライアント端末と接続でき、帳票等を出力できること。
- ②自動両面印刷に対応し、最大用紙サイズが A3（通常トレイは A4 対応、手差しのみ A3 対応でも可）であること。
- ③モノクロ印刷速度/分 30 枚以上であること。
- ④トナー及びドラムユニット等の消耗品は、1 セットをプリンターに設置し、交換時の予備として 1 セットを追加で用意すること。

(オ) セキュリティ要件

- ①別紙5「八戸市情報セキュリティ基本方針」に従うこと。
- ②情報の重要度に応じて、サーバ内の保存データ、バックアップデータ及び外部記録媒体への保存データについて、それぞれ適切な暗号化が実施できること。
- ③利用者個人を識別するためのIDやパスワードを一意に付与できること。
- ④利用者の職務権限に応じた、適切な当該システムへのアクセス制御ができること。
- ⑤サーバ、ネットワーク機器及びクライアント端末等におけるログを収集及び保管する機能を有すること。

(5) 障害対応要件

- ①障害が発生しても当該システム全体へ波及又は影響しにくいように、保守性向上に配慮した設計を行うこと。
- ②定期的なバックアップを自動的に作成し、データの保全性を高めること。
- ③障害発生時の対応について提案すること。

(6) 保守要件（本更新業務とは一部を除き別契約となるもの）

- ①当該システムのソフトウェア及びサーバ等機器において、日常の運用支援、障害対応及び問い合わせ等に迅速かつ明確に対応できる体制をとること。
- ②障害が発生した場合は原因を特定し、状況に応じた対策を講じ、その内容を当市に対し報告すること。
- ③法改正や制度改正及び当市における取扱規定等の変更により、当該システムの改修等が必要な場合、その都度当市と協議すること。
- ④システム保守・運用支援に関する契約については、実施事業者と運用開始時から年次委託契約とする。
- ⑤導入後の維持管理経費が、必要最小限であること。
- ⑥瑕疵担保期間は、システム本稼働後1年間とし、受託者は無償で是正措置を行うこと。
- ⑦大幅な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。
- ⑧法改正や制度改正に伴うシステム改修に係る経費（パッケージ代、適用作業等）は、基本的に保守費内で対応すること。なお、保守範囲かどうか疑義がある場合は、別途協議するものとする。
- ⑨地方公共団体情報システム標準化に係る機能別連携仕様（標準仕様書）の版数改定に対し、市側の改修依頼を要することなく、自動的に当該仕様を追随し、旧版・新版双方対応できる機能を備えること。

6. システム構築・データ移行作業

(1) 基本的事項

- ①当該システムは、令和10年1月1日からの稼働を想定していることから、想定期限までにシ

- システム構築等を行い、稼働を可能とすること。よって、納品期限は令和9年12月31日とする。
- ②稼働時期を考慮したテスト期間を設け、当該システムに問題がないことを確認したうえで稼働すること。
 - ③当該システムの構築等にあたり、詳細な作業日程計画書を提出すること。
 - ④作業日程計画や、その計画に基づく進捗状況等を定期的に打合せし、その内容を確認するとともに、議事録を提出すること。
 - ⑤構築等作業については、できるだけ通常業務に支障をきたさないよう行うこと。
 - ⑥受託者は、業務の着手に当たって、契約締結後2週間以内に実施計画書を提出し、承認を得ること。
 - ⑦パッケージシステムの導入及び環境設定を行うこと。
 - ⑧本業務の契約期間中において制度改正が行われる場合は、パッケージシステムのバージョンアップ等、機能追加により対応すること。なお、その費用に関しては、すべての契約金額に含まれるものとする。
 - ⑨システム構築については、パッケージをベースとし、システム稼働までの期間で構築が完了できること。

(2) システム構築作業

- ①設置時期を調整した上で、当市の指示に従い、当該システムの機器設置を行うこと。
- ②当該システムの機器設置に当たっては、稼働時期やテスト期間を考慮すること。
- ③当市の指示に従い、当該システムの運用に関するネットワークの設定を行うこと。
- ④当該システムの稼働に必要なソフトウェアのインストールやクライアント端末の設定を行うこと。

(3) システム移行作業

- ①現行システムに登録されているデータを全て移行するものとする。
- ②データの移行範囲と手法は、新システムでの運用を考慮し、最適と判断される方法を提案書の中で示すこと。なお、データは受託者側が変換し、取り込むこと。
- ③データの移行について当市と打ち合わせを実施すること。
- ④データ移行の実施体制及び役割、移行に係る作業及びスケジュール、移行対象、移行方法、検証方法、前提条件並びに制約事項等を示したシステム移行計画を策定し、当市に提示し、当市が承認した上でデータ移行を計画的に実施すること。
- ⑤当該システムの稼働前にテストをし、また各種業務の運用テストを行い、当市職員の立会いのもと安定稼働の確認をすること。

7. 導入支援

- ①当該システムを利用する職員に対し操作研修を行うこと。対象職員は4名程度とする。
- ②当該システムの操作等についてのマニュアルを整備すること。

8. 納品

(1) 納品

- ①納品は、当該システムソフトウェアのセットアップを完了したサーバ及びクライアント端末、モノクロレーザプリンターを当市に引き渡すこと。
- ②その他の納品物については、当該システムソフトウェア（電子媒体可）及びドキュメント類（処理概要書、ファイル定義書、操作マニュアル等）をもって行うこと。

(2) 納品に係る注意事項

- ①当該システムの稼働に際し、事業者及び製造者の権利部分を除く納品物の所有権は、契約期間終了後、当市に帰属すること。
- ②当該システムの稼働に際し、事業者及び製造者の権利部分を除く納品物の使用許諾権は、契約期間終了後、当市に帰属すること。
- ③本業務において導入するシステムで使用するソフトウェア及びソフトウェアライセンス等について、当市が使用权を保有する。
- ④本業務に係るパッケージシステム、カスタマイズプログラム及び新規作成プログラムにおける著作権の所有やプログラムソースの公開等について提案すること。
- ⑤一定期間の運用後、当市が他社の新システムに移行する場合、当市が要求するデータ移行作業に協力し、必要なデータ抽出・提供を行うこと。その費用負担についての考え方を示すこと。
- ⑥本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示し若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。また、個人情報保護については、八戸市個人情報保護条例の規定を適用する。